

介護予防特定施設（ケアハウス）岡宮グリーンヒル ご利用料金

2024/4/1適用

○ 居住費(家賃)	<ul style="list-style-type: none"> ● 表1の居住費は、入居一時金によって家賃月額が変わる「居住費併用払い」方式となります。一時金なしの場合は、月額20,000円を家賃としてご負担いただきます。その他、『一時金1,200,000円と家賃月額15,000円』『一時金2,400,000円と家賃月額10,000円』『一時金4,800,000円と家賃月額0円』でお支払いいただく方法がございます。 ● 居住費については、ご退去時に納入額から利用期間月額（利用期間月／240ヵ月）を差し引いて返還します。 ※返還金の計算式は表2のとおりです。
○ 生活費	<ul style="list-style-type: none"> ● 11月から翌年の3月まで冬期加算として、2,150円が加算されます。 ● 生活費には、食費や共有部分（廊下やリビングルーム等）の光熱水費が含まれます。
○ 職員増配置費	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員増配置費とは、国基準(10:1)を上回る職員配置(5:1)に要する費用です。
○ 特別援助サービス費	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別援助サービス費とは、夜間看護体制を整備して不測等の事態に対応する費用です。 ● 要支援の方対象のサービス費になります。（要介護の方は、介護保険の対象となります。）
○ サービス提供に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管庁の静岡県知事が定めた料金です。（サービスの提供に要する費用は、表3の費用徴収基準に基づき、前年の所得に応じて減額措置が講じられます。）
○ その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 居室の電気料金、電話料金、おむつ等の介護用品費、日用品費、理美容料金、預かり金等サービス費その他の利用料金については、実費負担となります。 ● その他ご希望により、各種有料オプションサービスをご用意しています。

月額ご利用料金の例(30日の場合)

○ 居住費併用払い

※表1

介護保険自己負担額 + 加算分		+	居住費 (家賃)	生活費 (食費含む)	職員増配置費	特別援助サービス費	=	月額費用計 (居住費2万円,1割負担,通常期)	+	サービスの提供に要する費用	=	あなたの ご利用料金 (サービスの提供に要する費用を含む)
要支援1	1割 8,396 2割 16,792 3割 25,188		一時金に応じて 0~20,000	通常期 46,940 冬期 49,090	44,400	3,000		122,736 131,132 139,528 131,132 140,053 152,910		下表の収入区分に応じて 10,000~ 33,200		

※表2

居住費一時金の返還について

居住費一時金は、居住費の20年間（240ヵ月間）の前払いとして入居20年未満の間に退去される場合には、入居月数に応じ、一月を最小単位とし、未償却金を次の計算方式で返還いたします。

$$\text{返還金} = \text{入居一時金} \times \frac{240\text{月} - \text{入居月数}}{240\text{月}}$$

○ 費用徴収基準(月額)

(単位:円)

※表3

対象収入による階層区分		あなたのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,100
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,100
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,100
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,200
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,200
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,200
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,300
8	2,100,001円以上	33,200

※右表3における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税・社会保険料等の必要経費を控除した後の収入を言います。

※不動産等の譲渡所得も必要経費を除き対象収入に入ります。

※ご夫婦でご入居の場合は、収入および必要経費を合算し2分の1で計算します。

介護予防特定施設 ケアハウス岡宮グリーンヒル 〒410-0011 沼津市岡宮1182番地の1

電話 055-928-6811 / FAX 055-928-6833